

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡弟（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月に会社に採用され、焼肉レストランA本店において調理師として業務に従事していた。平成〇年〇月〇日、被災者から連絡がなかったため、事業主の妻らが自宅を訪ねると、被災者がソファに横たわっていたところを発見したことからB病院に救急搬送したが、直接死因「呼吸不全」で死亡した。

請求人は、被災者の死亡は長時間労働が原因であるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、少ない出血量の場合でも、死亡又は重篤な後遺障害の生じる危険は否定できるものではなく、被災者は過重労働による脳内出血により死亡するに至ったと推認されると主張し、併せて、肺炎を合併したとの機序も考えられる、肝硬変や肝機能障害は死亡の主たる原因として断定することはできない等と主張する。

(2) 当審査会において関係資料を精査すると、被災者は平成〇年〇月〇日午後職場を早退した後、会社を休んでいたが、同月〇日午前7時頃にC市在住の従兄弟に電話をかけたことが認められ、同日〇時頃救急隊員が出動した時にも、「呼び掛けると応答があった。」、「被災者は意識清明で会話は可能。」(救急活動に関する照会に対する回答)という状態であったが、B病院へ搬入された後、同日午後5時頃死亡した。

C医師作成の死亡診断書には、「(ア)直接死因」は「呼吸不全」と、(ア)の原因は「肺炎、脳出血」と記載されているが、同医師の平成〇年〇月〇日付け意見書には、「死亡は脳出血が主たる原因と判断される場合、その医学的所見」は「CTにて診断。」と記載されているものの、肺炎や脳出血と死亡との因果関係について、明確な判断意見は述べられていない。

一方、D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、被災者の脳出血は、「出血の量は約5ml以下と少なく、出血部位も右被殻部であった。脳出血の部位、出血量から考えて被災労働者の神経学的異常症状は非常に軽微であり、意識障害や上下肢の麻痺等はなく、血腫も1か月程度で自然吸収されるものである。後遺症も残さず完治が期待される病変である。以上の所見から被災者の今回罹患した右被殻出血と死亡との間に直接因果関係があるとは考えられず、別な病変を考慮すべきである。」旨意見を述べており、リスクファクター及び

既往症として、「救急病院搬入時に腹水を伴う肝硬変と γ -GTPが1104という高度の肝機能障害を認め、アルコールを多飲する習慣から少なくとも数年前から肝硬変による重症な肝機能障害があったものと推測できる。」旨記載している。

- (3) B病院からはCT等画像等及び生化学等検査の結果が提出されているが、当審査会において関係資料を精査しても、上記D医師の見解に反する事実は見だし難く、当審査会としても、同医師の意見を妥当なものと判断するので、直接死因「呼吸不全」と脳出血との間に因果関係を認めなかった審査官の判断を妥当なものと判断する。

なお、請求人ら提出の論文は、一編は被殻出血に対する内科治療と外科治療との比較を論じたもので、一般論として、少量の脳出血の場合でも死亡又は重篤な後遺障害に至る可能性があることを示したものに過ぎず、他の一編は、脳内出血、肝硬変（肝障害）及び飲酒の関係を論ずる十分なデータには乏しいとの趣旨の論文であって、上記の結論を左右するものとは言えない。

また、被災者が肺炎を併発して死亡に至ったとの請求人らの主張については、E医師の平成〇年〇月〇日付け診断書に記載された病名や、平成〇年〇月〇日付けのC医師の意見書に「肺炎と脳出血との因果関係、及びその医学的所見 詳細不詳」と記載されていること、上記（2）の被災者がB病院搬入後、短時間の内に死亡に至る経過等からすると採用し難いものであり、当審査会でも念のためCT等画像の読影等を行ったが、被災者が肺炎を併発して死亡したとの確証を得るには至らなかった。

- (4) なお、D医師がいう直接死因たる「別な病変」については、同医師は肝硬変や肝機能障害を示唆しているものと思料されるが、被災者がB病院へ搬入された時点の体温は40°C、一方白血球数は1700/ μ lとなっており、この2つの症候は全身性炎症反応症候群（SIRS）の一般的な診断基準である4項目中2項目を満たしており、SIRSと診断される。生化学等検査の結果等からみても、被災者には多臓器に障害が生じていたことが推認されることから、当審査会としては、以上のことも直接死因たる「別な病変」として考慮すべきであると思料する。

- (5) おって、審査官は、厚生労働省労働基準局長が策定した「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成1

3年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。)に照らし、被災者は長期間にわたる過重な業務に就労したとし、D医師の意見も踏まえ、脳出血の発症そのものについては業務と因果関係が認められると判断している。

しかしながら、被災者が認定基準にいう長期間にわたる過重な業務に就労したとの判断については、当審査会としては疑問を呈さざるを得ないので、以下付言する。

(6) 被災者の業務の過重性について

ア 発症前おおむね6か月間の被災者の労働時間については一切の記録が残っておらず、審査官及び監督署長は、同僚の勤務時間を基に被災者の労働時間を推算している。

労働者の労働時間に関する記録が一切残っていないことについては、労働基準行政の観点からしても遺憾な事態であるが、このような場合、同僚の申述や同僚のタイムカードを参考にして、被災者の労働時間を推認するところに一定の合理性を求めるほかない。

イ そして、当審査会において、関係者の申述等を精査したところ、次のような事実が認められる。

① 被災者はタイムカードを使用していなかったが、会社の正社員はタイムカードによって労働時間管理がなされていたこと。

これについて、会社の報告書には、被災者の定年後の再雇用に当たって、「給料・勤務時間も変わった。理由は、一度お断りしたが仕事がなく、使ってほしいと頼まれ、その時に『年金がもらえるから』ということで60歳からタイムカードを押さなくて自分の出来る範囲の仕事で構わないからと約束し再雇用することとなった。」と記載されており、F社長は、「あくまでも定年後の再雇用の扱いであったため、被災者の労働時間が他の正社員より長くなるようなことはない。」旨申述していること。

② 被災者の職務内容である野菜のカットやスープだれの調製等は、焼肉店のチラシから推認できる主たる業務内容や関係者の申述等からすると、会社内では補助的な職務であったと言わざるを得ず、事業主は、被災者のことを「パートタイマーと一緒に同じ仕事をしていた」ととらえていたこと。

③ 会社の報告書には、被災者が月に数日休んでいた旨の記載があり、F社

長は、被災者が「体調不良か風邪のためか、何日か仕事を休むことがあった。」等と申述していること。また、被災者と一緒の勤務であることが少ないGも、「頻繁ではないが、私と一緒に勤務の日で、体調が悪いと早く帰ることがたまにあった。」と申述していること。

以上のおりとする、本件において、特定の正社員のタイムカードに基づいて、正社員ではなく上記のような勤務実態にある被災者の勤務時間を正社員のタイムカードから推認することは、合理性を欠くものと言わざるを得ない。

ウ また、審査官がHの勤務状況に基づき作成した被災者の労働時間集計表によれば、被災者の発症前には短期間の過重労働は認められず、被災時点からさかのぼるほど長時間労働となる傾向が認められる。

事業主から提出されたタイムカードには、肉の調理担当のHのものと、調理全般の担当のGのものがあるが、被災者に関して特定された上記の傾向はHのタイムカードと類似しており、結局のところHという特定の正社員の業務の繁閑を反映した結果であるとの疑いを拭い去ることはできず、この推計が〇月に発症した被災者の勤務実態を正確に反映したものといえるかどうかについては、疑問を抱かざるを得ない。

エ 上記イ及びウからすると、当審査会としては、監督署長及び審査官の作成した労働時間集計表は、十分な説得力を持つものとは言い難いと判断する。

会社報告書には、発症前1年間の月間労働日数は21～23日と、月間労働時間数は147～161時間等と記載され、上記イでみたとおり、F社長は、「あくまでも定年後の再雇用の扱いであったため、被災者の労働時間が他の正社員より長くなるようなことはない。」、「体調不良か風邪のためか、何日か仕事を休むことがあった。」等と申述しているが、当審査会において請求人らから提出された資料等を精査しても、上記の事業主の主張を覆すに足る十分な資料は見当たらない。

オ さらに、精神的緊張の度合、職場環境等をみても、被災者の業務は、上記イの②のとおり、会社の中で補助的な業務であったため、会社報告書には「見習いなので難しい仕事は与えていないので、精神的緊張はないと思う。」旨記載され、Hは「見ていた限りでは技術的なものは必要ないので、困難な仕事ではなかったと思う。」旨申述しているところである。

また、会社報告書には「調理場で常に従事。火を使うことが少ないので以外と涼しい」旨記載され、Hは、「(会社の職場環境としては) 仕事は週末は多少忙しくなるが、常時忙しいわけではなく、(被災者の業務も) 調理作業としては一般的なものである。仕事で身体に負担があると強いて言えば、立ち仕事であることくらいである。」、F社長は「(被災者は) 肉の担当ではなく、野菜とスープなどを主に担当していたから、作業を急がされることはほとんどない」などと申述している。

カ 以上の種々の事情からみて、当審査会としては、被災者の業務が特に過重な業務であったとは認め難いものであることを付言する。

- 4 以上のとおりであるので、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。